

令和 7 年 9 月山口県議会定例会議案目次

議案第 5 号	県道橘東和線道路改良工事の請負契約の一部を変更することについて……………	5
議案第 6 号	物品の買入れについて……………	7
議案第 7 号	訴訟上の和解をすることについて……………	9
議案第 8 号	公立大学法人山口県立大学定款の変更について……………	11
議案第 9 号	公立大学法人山口県立大学の料金の上限の変更の認可をすることについて……………	13
議案第 10 号	令和 6 年度電気事業会計の利益の処分について……………	17
議案第 11 号	令和 6 年度工業用水道事業会計の利益の処分について……………	19
議案第 12 号	令和 6 年度山口県歳入歳出諸決算について……………	21
議案第 13 号	令和 6 年度流域下水道事業会計の決算について……………	23
議案第 14 号	令和 6 年度電気事業会計の決算について……………	25
議案第 15 号	令和 6 年度工業用水道事業会計の決算について……………	27

議案第 5 号

県道橘東和線道路改良工事の請負契約の一部を変更することについて

令和 5 年11月県議会の議決を経て締結した県道橘東和線道路改良工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第 4 号）第 2 条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 16 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

記

契約金額「金1,159,180,000円」を「金1,277,438,800円」とする。

議案第 6 号

物 品 の 買 入 れ に つ い て

下記のとおり物品を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第3条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 16 日 提 出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

記

1 種類及び数量

種 類	数 量
消防車用給水車	1 台

- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 売 買 代 金 額 金62,095,000円
- 4 買 入 先 宇部市昭和町 4 丁目11番53号
 有限会社藤中ポンプ店

議案第7号

訴訟上の和解をすることについて

下記事件について訴訟上の和解をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年9月16日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

1 当事者	控訴人	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	三井住友海上火災保険株式会社
		東京都千代田区大手町2丁目6番4号	東京海上日動火災保険株式会社
	被控訴人	山口県	

2 事件名 損害賠償代位請求控訴事件

3 和解の内容 次に掲げるところにより和解を図る。

- (1) 被控訴人山口県は、和解金として、控訴人三井住友海上火災保険株式会社に対し、金5,000,000円を令和7年10月31日までに支払う。

- (2) 被控訴人山口県は、和解金として、控訴人東京海上日動火災保険株式会社に対し、金17,600,000円を令和7年10月31日までに支払う。
- (3) 控訴人は、被控訴人山口県に対するその余の請求及び被控訴人_____に対する請求をいずれも放棄する。
- (4) 控訴人、被控訴人山口県及び被控訴人_____は、本件に関し、控訴人と被控訴人山口県との間、控訴人と被控訴人_____との間及び被控訴人山口県と被控訴人_____の間には、(1)から(3)までに掲げるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各当事者の負担とする。

議案第 8 号

公立大学法人山口県立大学定款の変更について

下記のとおり公立大学法人山口県立大学定款を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第 8 条第 2 項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 16 日 提出

山口県知事 村岡嗣政

記

目次中「第23条・」を「第23条一」に改める。

第23条の次に次の 1 条を加える。

（大学附属の高等学校の設置）

第23条の 2 県立大学に、山口県立大学附属周防大島高等学校を設置する。

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

議案第 9 号

公立大学法人山口県立大学の料金の上限の変更の認可をすることについて

下記のとおり公立大学法人山口県立大学がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可をすることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第23条第 2 項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 16 日 提出

山口県知事 村岡 嗣 政

記

公立大学法人山口県立大学がその業務に関して徴収する料金の上限

1 山口県立大学に係るもの

名 称	区 分	単 位	金 額
授 業 料	学生	1 年につき	589,000円
	研究生	1 年につき	392,000円
	学生以外の者を対象とした特別の課程を履修する者	1 の課程につき	589,000円

公立大学法人山口県立大学の料金の上限の変更の認可をすることについて

	科目等履修料	科目等履修生		履修1単位につき	16,200円	
		聴講生		履修1単位につき	16,200円	
	入学試験料	学部の学生		1件につき	19,000円	
		別科の学生		1件につき	20,000円	
		大学院の学生		1件につき	34,000円	
		科目等履修生		1件につき	11,000円	
		研究生		1件につき	11,000円	
		学生以外の者を対象とした特別の課程を履修する者		1件につき	19,000円	
	入学料	県内生	学部の学生	1件につき	155,000円	
			別科の学生	1件につき	93,000円	
			大学院の学生	1件につき	310,000円	
			科目等履修生	1件につき	15,500円	
			研究生	1件につき	46,500円	
			学生以外の者を対象とした特別の課程を履修する者	1件につき	38,800円	
			学部の学生	1件につき	310,000円	
			別科の学生	1件につき	186,000円	
			大学院の学生	1件につき	310,000円	

	県内生以外の者	科目等履修生 研究生 学生以外の者を対象とした特別の課程を履修する者	1 件につき 1 件につき 1 件につき	31,000円 93,000円 77,600円
講 習 料			1 時間につき	1,500円
面 接 相 談 料			1 回につき	5,000円
備 考 「県内生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 入学の日の 1 年以上前から引き続き県内に住所を有する者 (2) 入学の日の 1 年以上前から引き続き県内に配偶者又は 1 親等の親族が住所を有する者 (3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者				

2 山口県立大学附属周防大島高等学校に係るもの

名 称	区 分	単 位	金 額
授 業 料	普通科の生徒	1 年につき	130,000円
	介護福祉特別科の生徒	1 年につき	135,000円

入 学 試 験 料		1 件につき	2,400円
入 学 料		1 件につき	6,200円

議案第10号

令和 6 年度電気事業会計の利益の処分について

下記のとおり令和 6 年度電気事業会計の利益を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 16 日 提出

山口県知事 村岡 嗣 政

記

令和 6 年度電気事業会計の利益の処分

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	9,813,193,423	2,141,629	469,486,410
議会の議決による処分数額	24,413,921	0	△469,486,410
組入資本金	24,413,921	0	△24,413,921

令和 6 年度電気事業会計の利益の処分について

	建設改良積立金	0	0	$\triangle 445,072,489$
処分後残高		9,837,607,344	2,141,629	(繰越利益剰余金) 0

議案第11号

令和6年度工業用水道事業会計の利益の処分について

下記のとおり令和6年度工業用水道事業会計の利益を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年9月16日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

令和6年度工業用水道事業会計の利益の処分

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	45,778,238,199	1,141,526,997	1,591,028,980
議会の議決による処分額	736,135,046	0	△1,591,028,980
組入資本金	736,135,046	0	△736,135,046

令和6年度工業用水道事業会計の利益の処分について

	減債積立金	0	0	$\Delta 854,893,934$
処分後残高		46,514,373,245	1,141,526,997	(繰越利益剰余金) 0

議案第12号

令和6年度山口県歳入歳出諸決算について

下記令和6年度山口県歳入歳出諸決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、県議会の認定を求めます。

令和7年9月16日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

令和6年度山口県歳入歳出諸決算（別冊のとおり）

議案第13号

令和 6 年度流域下水道事業会計の決算について

下記令和 6 年度流域下水道事業会計の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、県議会の認定を求めます。

令和 7 年 9 月 16 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

記

令和 6 年度流域下水道事業決算書（別冊のとおり）

議案第14号

令和6年度電気事業会計の決算について

下記令和6年度電気事業会計の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、県議会の認定を求めます。

令和7年9月16日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

令和6年度電気事業決算書（別冊のとおり）

議案第15号

令和 6 年度工業用水道事業会計の決算について

下記令和 6 年度工業用水道事業会計の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、県議会の認定を求めます。

令和 7 年 9 月 16 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

記

令和 6 年度工業用水道事業決算書（別冊のとおり）